

## 東広島市立河内小学校 いじめ防止基本方針

東広島市立河内小学校

### 1 いじめ防止基本方針の策定の趣旨

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は生命に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早急に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校のみならず家庭や地域とともにいじめ問題に取り組むことが重要である。

このため、本校では「いじめ防止対策推進法」を受け、いじめの防止等の基本的な方向を示す県や市の「いじめ防止基本方針」を基に「河内小学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめ問題の克服に向け、関係機関との連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

### 2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）あって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめをアンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組んでいく。

### 3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

#### **（１） いじめの未然防止**

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

#### **（２） 児童の主体的な活動の支援**

児童が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいく。そのために、児童会組織を中心としていじめ撲滅のための活動を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

### (3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

### (4) いじめの組織的対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止対策推進法第 22 条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという対場に立ち、組織的に対応する。

### (5) 家庭及び地域との連携

PTA 及び地域と連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる。

## 4 いじめの防止等に関する取組

いじめ防止のため、「東広島市立河内小学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心として、次のような取組を体系的・計画的に進める。

### (1) 「いじめ防止基本方針」の策定

- ア 児童の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
- イ 保護者や地域などの意見を取り入れる。
- ウ いじめ防止等に係る年間活動計画を明確にし、実効性のあるものとする。
- エ 学校のホームページで公開する。
- オ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

### (2) いじめの防止等に係る組織

- ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うために「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- イ 「いじめ防止委員会」を、校務運営組織に位置づける。

### (3) いじめの防止等に係る児童への指導

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
- イ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。
- ウ ソーシャルスキル・トレーニング等を通して、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- エ 自分自身がいじめられていることや友だちがいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

### (4) 児童の主体的な活動の支援

児童会組織を中心として、児童が主体的にいじめ防止の活動ができるように支援する。

### (5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- イ いじめ防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別の面談を実施する。

エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。

キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家等の外部人材を招聘する。

#### (6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

#### (7) 重大事態発生時の対応

調査組織（プロジェクトチーム等）を編成するとともに、対応フロー図を作成する。

### 5 重大事態への取組

#### (1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

#### (2) 重大事態への対応

ア 重大事態が発生した場合、東広島市教育委員会に報告する。

イ 市教育委員会の指導のもと、調査組織を学校内に設置し、調査する。

ウ 市教育委員会の指導のもと、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を市教育委員会に報告する。

エ 市教育委員会や市長の判断により附属機関が調査を行うことになった場合、学校はその指導を受けながら取り組む。

### 6 見直し

この「東広島市立河内小学校いじめ防止基本方針」は、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。